

相談センターニュース

遺言のススメ ～その3～



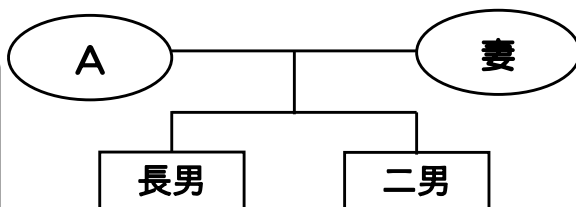
今回は家族のなかに認知症等により判断能力が低下している方がいる場合の事例をご紹介します。

下記のようなケースにおいても、遺言書を残すことは、本人亡き後の相続問題に対する一予防策となります。

遺言書が無い場合に想定される問題と共に事例をみていきましょう。

【事例】

- ・ Aさんの妻は認知症の診断を受けている。
- ・ Aさんは自身の亡き後は、認知症の妻の面倒は長男に任せ、その代わりに相続財産は全て長男に譲っても良いと考えている。
- ・ なお、長男もAさんの意向に同意している。
- ・ 一方、二男は浪費家で頼りにならないため遺産を渡すことに消極的である。



Aさんの相続
どーなる？

1. 相続人に認知症の方がいる場合の遺産分割協議

相続が発生した場合、相続人間で遺産分割協議をおこなうこととなりますが、協議をおこなうためには、その協議の結果につきどのような法的効果を生じるかを理解する能力（意思能力）が各相続人に必要となります。そのため、本事例のように妻が認知症であり、かつ妻の判断能力がほとんどない（事理弁識能力がない）場合は、妻自ら遺産分割協議に参加することは難しく、仮にこのまま協議を進めたとしても、その協議は無効となることも考えられます。こうした場合において、遺産分割協議を進めるには成年後見制度※1を利用する必要があります。

2. 成年後見制度の利用及び問題点

成年後見制度を利用するには、裁判所に妻の成年後見人を選任するための申立てをおこなったうえ、成年後見人を選任することになります。

その後、成年後見人が選任されると成年後見人が妻の代理人として遺産分割協議に参加することになります。しかしながら、成年後見人は妻の利益のため、法定相続分については確保する内容の遺産分割協議を求めてくるのが一般的です。

一方で、二男の法定相続分を他の相続人が取得するには、二男の承諾が必要となります。そのため、例えば、Aさんが「長男に全財産を譲りたい」との思いがあっても、その他の相続人が応じなければその思いを叶えることはできません。

成年後見制度は妻の権利を擁護するためにはなくてはならない制度ではありますが、柔軟な対応をすることが難しく、本事例のような場合においては、必ずしもAさんやその他の相続人（妻及び長男）が望む結果を得られるかは難しいところです。

※1 認知症、知的・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々のため、裁判所から選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人に代わって預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議をおこなう等することにより、その本人を保護し、支援するための制度。

3. 遺言書の活用

本事例のような場合において、仮にAさんが次のような遺言書を残しておいた場合はどうでしょうか。

「すべての財産は長男に相続させる。但し、長男は毎月妻に生活費として〇〇円を支払い、妻の扶養・介護をすることを条件とする。」という負担付の遺言書を残すことで、上記2の問題を回避することが可能となります。この場合、負担の履行を確保するために、第三者（専門家）を遺言執行者に指定することをお勧めします。なお、妻の状況次第では遺言書の有無にかかわらず、成年後見制度を利用することは必要となりますが、遺言書があれば、その内容に則り成年後見人も手続きを進めることとなりますので、Aさんの意思が無下にされることはありません。

4. 遺言者が認知症の場合

ところで、前述のとおり遺産分割協議をおこなうためには、意思能力が必要となりますが、遺言書を残す側においても一定の判断能力（遺言能力）が必要となります。なお、遺産分割協議をおこなう場合は成年後見人が本人の代わりに進めるといったお話を致しましたが、一方で遺言は身分行為という側面もあるため、仮に成年後見人が就いていたとしても、本人に代わって成年後見人が遺言書の手続きをおこなうことはできません。そのため、自身が認知症となった場合には遺言書を残すことができない恐れがありますので、遺言書の手続きはお早目に進めることをお勧めいたします。

5. 最後に

遺言書には、家族の中に認知症等により判断能力の不十分な方がいる場合に、起こりうる相続問題を予防する効果があります。但し、場合によっては遺言書だけでは充分に対応できないケースもあり、その場合には民事信託や任意後見制度を併用する必要性もあるかと思われます。

なかなか、ご自身では判断することは難しいと思いますので、類似のケースでお悩みの方があれば、まずは司法書士までご相談ください。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方は、迷わずご相談ください

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- 会社を設立したい・・・など

【電話相談】…予約は **不要** です。

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704
※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時
- ※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。